

# いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月  
(平成 31 年 4 月改定)

中井町立中村小学校

# 中井町立中村小学校 いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

いじめの問題は、社会の大きな問題の1つであり、その問題は年々複雑化、多様化し、いじめ防止等に向けては、迅速かつ適切な対応を、組織で行っていくことが求められています。

国では、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、各学校に対し、いじめ防止基本方針の策定を義務付けられました。また、地方公共団体に対しても、地域の実情に応じたいじめ対策基本方針の策定に努めることが求められ、中井町では、平成26年4月に「中井町いじめ防止基本方針」が策定されました。

本校は、国、中井町の動向をふまえ、平成26年に「中井町立中村小学校いじめ防止基本方針」を策定し、本校の実状を鑑み、平成27年4月、平成29年4月に一部改訂を行い、いじめ防止に向けて取り組んできたところです。

平成29年11月に神奈川県の基本方針が改訂され、中井町の基本方針も5年が経過し、平成31年3月に中井町の基本方針が改訂されたことから、本校でも、今の本校のいじめの状況を再確認しながらいじめ防止基本方針を見直すこととしました。

## 2 いじめの定義

法の定義や国・県・中井町の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものは、すべていじめとしてとらえます。

### ○いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ○いじめ防止等のための基本的な方針第5条補足

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」と要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

### ○中井町いじめ基本方針

法の定義や国・県の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものは、すべていじめととらえる。

## 3 いじめに対する基本認識

いじめの問題への取り組みにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」が必要です。いじめには様々な特質がありますが、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識は次のとおりです。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものであること。
- ②いじめは人権侵害であり、「人として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- ③いじめられている児童の立場に立った親身の指導を行うこと。
- ④いじめは学校や家庭、地域における生活環境や対人関係など、様々な背景から様々な場面で起こり得ること。
- ⑤いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲の人も含めた所属集団の構造上の問題でもあること。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題であること。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であること。
- ⑧いじめは、その行為や態様により、犯罪行為になること。

#### 4 いじめ対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめ防止に向けた意識を高め、いじめを行わない、いじめを放置しないように、いじめの防止のため、次の3点を基本理念として対策を講じます。

- ①いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。
- ②いじめ問題の取り組みにあたっては、学校全体で組織的に取り組みを進める。「いじめを生まない土壌づくり」の活動は、教育活動の在り方と密接に関係があり、すべての教職員が日々実践していく。
- ③いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決していく。

#### 5 いじめ防止に取り組む組織

いじめの防止のため、「いじめ防止対策委員会」を設置します。

いじめ防止対策委員会

##### (1) 構成員

校長、教頭、教育相談コーディネーター、児童指導担当、総括教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

##### (2) 活動内容

- ・いじめの防止等の基本方針、取組内容の検討、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめ事案への対応、
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案の報告

##### (3) 開催

月1回、職員会議後を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## 6 いじめの未然防止

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人ひとりが校内研究で学んだことをもとに、「分かりやすい授業」を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を重点的に行います。また、「いじめをしない、させない、見逃さない、絶対に許さない。」という認識を児童が持てるように、教育活動全体を通して指導します。

そして、児童がきちんと授業に参加し（規律）、基礎的な学力を身につけ（学力）、認められているという実感を持った子ども（自己有用感）の育成に努めます。

### 【具体的な取り組み】

- ①児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ・授業改善：「子どもが学びを自覚できる」授業を通して一人ひとりを大切にしたい  
わかりやすい授業の展開、授業規律の徹底
  - ・居場所づくり：話し合い活動の充実
- ②学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ・絆づくり：すぎなっこ活動、スマイルタイムの充実など
  - ・児童会活動：あいさつ運動、いじめゼロの取り組み、集会、掲示物の作成など
- ③学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動等の推進を図る。
  - ・人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底
  - ・道徳教育の充実：道徳の時間の確保、すべての教育活動の中で実践
  - ・体験活動の促進：稲作体験、学校行事を通しての体験活動
  - ・読書活動の促進：朝読書、読み聞かせ、園への読み聞かせ
- ④いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
  - ・校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修
  - ・「いじめ発見チェックリスト」等によりいじめ防止の取り組みの充実
  - ・朝会、全校集会における校長をはじめとした担当教員からの講話
- ⑤学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
  - ・PTAと協力してのあいさつ運動
  - ・こども教育懇談会

## 7 いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めます。特に、児童のけんかやふざけ合いが、いじめに関係しているのかどうか注意して対応します。また、定期的にアンケート調査を実施するとともに、教育相談等を通して児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。

### 【具体的な取り組み】

- ①日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
  - ・休み時間や放課後の会話の中での把握
  - ・日記、個人面談、家庭訪問等による把握
- ②定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
  - ・アンケートの実施：6月、10月、1月
  - ・教育相談週間：7月、12月(希望者)
- ③在籍する児童およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
  - ・相談窓口：中村小学校(81-1116)、中井町教育委員会(81-3906)
- ④児童指導だよりの発行

## 8 いじめへの早期対応

児童がいじめを受けているとの情報や、いじめを受けている疑いがある場合は、管理職、関係職員を招集し、速やかにいじめの事実の有無の確認を行います。

いじめを受けていることが確認された場合や、いじめを受けている疑いがある場合は、いじめを受けている児童や、それを知らせてくれた児童の安全を確保するとともに、今後の対応についていじめ防止対策委員会で対応していきます。また、インターネット等によるものについては、関係機関や保護者へ早急に連絡し、対応を依頼します。

### 【具体的な取り組み】

- ①いじめを受けている対象児童、関係児童への聞き取りを個別に行う。
- ②いじめを受けている保護者や、いじめを知らせてくれた児童の保護者に連絡を入れ、事実の確認や今後の対応について、共通理解を図る。
- ③必要に応じて、関係する所属集団でアンケート等を実施し事実の把握を行う。
- ④いじめた側の児童、保護者への事実確認を行うとともに、今後に向けての対応を確認する。
- ⑤インターネット等によるものは、早急に削除等の対応を保護者や関係機関等に依頼し、情報等の拡散防止に努める。
- ⑥治療費、物品等の補償が生じた場合は、当該の保護者に対応をお願いする。

## 9 いじめの解消

いじめを行った児童やその行為に関係した児童には、どんな理由があっても、いじめは決して許されないことであることを指導し、保護者にも伝えます。また、そのいじめの全体のプロセスから、いじめが起きた背景や原因を分析し、必要があれば、いじめられた側にも指導を行います。また、いじめの事案が本校で起きたことについて、当該児童だけの問題としてではなく、全校児童の問題として再発防止に向けて児童の意識を高めていく機会とします。

いじめが解消したかどうかについての判断は、中井町の基本方針をふまえ、次のとおりとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいる期間が、おおむね3カ月続いていること。ただし、状況により期間は長くなることもある。
- ②いじめを受けた児童が、本人や保護者の面談等により心身の苦痛を受けていないと確認されていること。

### ○中井町いじめ基本方針

いじめが解消されている状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

#### ①いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3ヶ月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

#### ②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

## 10 家庭との連携

いじめの未然防止、早期発見、いじめ問題への対応、対応後の経過など、いじめの問題については、家庭との連携が不可欠です。また、いじめの問題を家庭で抱え込まないようにしていくことも大切です。

### 【具体的な取り組み】

- ①説明学習など、家庭で子どもとのコミュニケーションを取りやすくする。
- ②連絡帳など、学校と家庭との連絡を密にし、学校や家庭での子どもの様子について、状況の共有に努める。
- ③必要に応じて、電話連絡や家庭訪問等を行い、指導や支援を行う。
- ④学級だよりや学校だより、学校のホームページ等により、学校の様子を家庭に伝える。

## 11 関係機関との連携

状況に応じて、関係機関との連携を図ります。

- ①警察署（犯罪につながるおそれがある場合）
- ②医療機関等
- ③中井町いじめ問題対策連絡協議会
- ④中井町教育委員会
- ⑤その他（中井町役場、県西教育事務所等）

## 12 地域との連携

状況に応じて、地域との連携を図ります。

- ①中村小学校PTA
- ②子ども安全パトロール等、学校に関係するボランティア
- ③学童
- ④子ども会
- ⑤自治会
- ⑥サッカー、バレーボール、体操などのクラブチーム
- ⑦書道教室、塾など
- ⑧その他

## 13 重大事態への対処

いじめの重大事態については、国、神奈川県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」をふまえ、中井町いじめ防止基本方針により適切に対応します。

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

(1) いじめを受けていた児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ①自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合

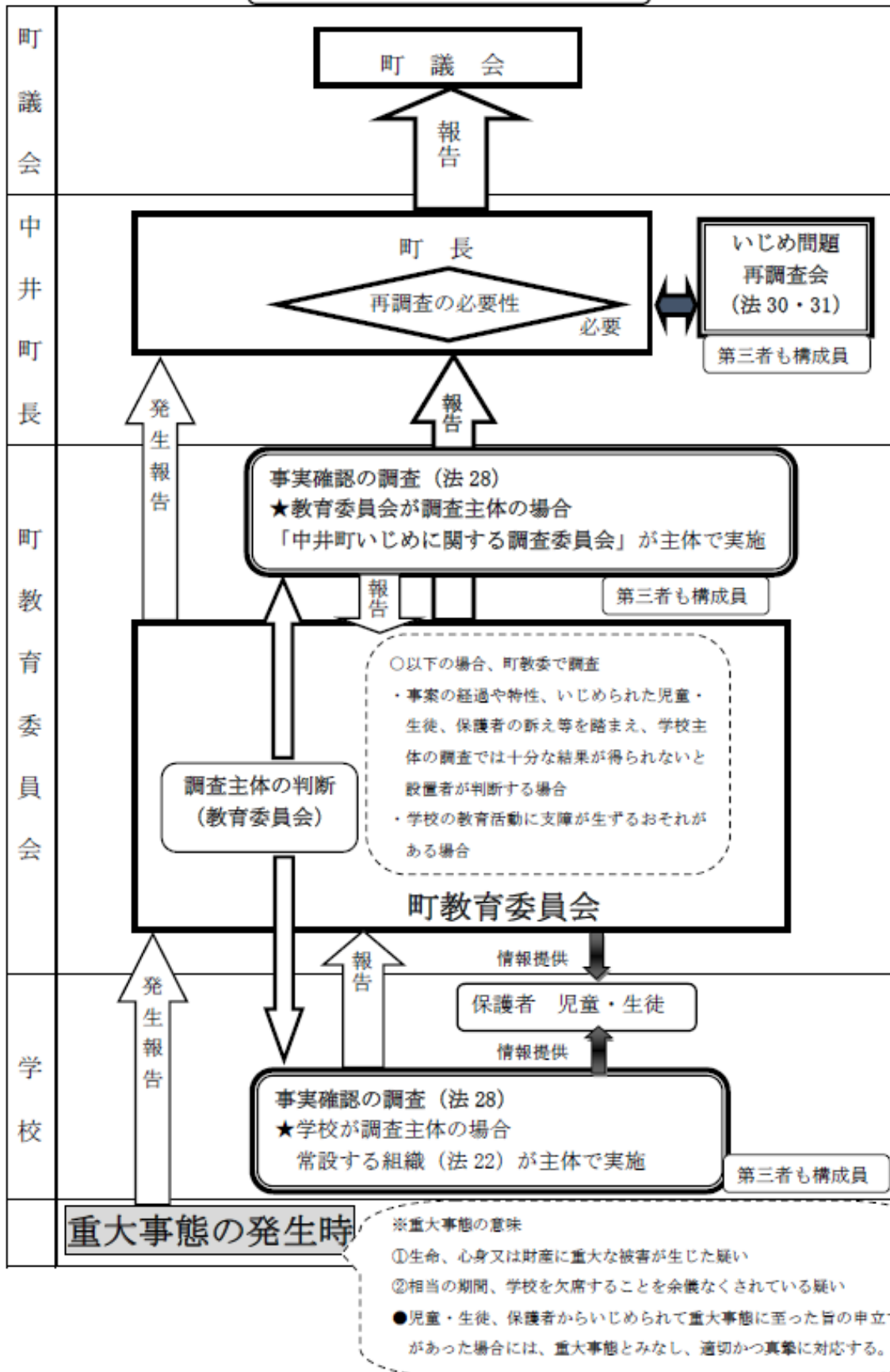
(2) いじめを受けていた児童が、相当の期間の欠席を余儀なくされている疑いがある場合（状況にもよるが、年間30日間を目安とする）

(3) 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあり、その事実が確認できた場合や疑いがある場合

対応等の流れについては、次の図のとおりとします。

また、学校が調査主体の場合は、「いじめ防止対策委員会」が行います。

重大事態発生時の対応について





## 14 公表、評価、見直し

### (1) 公表

いじめ防止基本方針は、本校のホームページで公表する。

### (2) 評価

年度ごとにいじめ問題への取り組みについて、保護者、児童、教職員が評価を行う。

### (3) 見直し

年度末に、いじめに係る分析やその対応を振り返るとともに、(2) の評価も参考に、いじめ基本方針を見直す。

## 15 その他

- ・平成 27 年 4 月一部改訂
- ・平成 29 年 4 月一部改訂
- ・平成 31 年 4 月改訂